令和7年4月改定

# 生活保護のしおり

このしおりは、生活保護の決まりや支援内容について書かれたものです。必ずお読みになり、制度について理解を深めてください。分からないことや相談したいことがある方は、お 気軽に福祉事務所までお尋ねください。 また、必要な時にいつでも見られるよう大切に 保管しておいてください。

#### 天理市社会福祉事務所

(天理市役所 社会福祉課 厚生係) 代表電話 0743-63-1001 内線 724-747-748-737

## もくじ目次

生活保護とは	2
ほご ようけん 保護の要件について	3
ほ ご う 保護を受けるうえで優先すること	
ほ ご しんせい なが 保護申請の流れ	6
しきゅう 支給される保護費	8
ほご ひ しゅるい 保護費の種類	9
<sup>いちじふじょ</sup> 一時扶助	10
ほ で じゅきゅうちゅう げんがく めんじょ 保護受給中に減額・免除されるもの	13
<sup>ほしょう</sup> 保障されている権利	14
せいかっ ほ ご じゅきゅうちゅう まも 生活保護受給中に守っていただくこと	14
しゅうろうしゅうにゅう たぃ こぅじょ 就労収入に対する控除	16
บตริวิริป ลี ผ <b>就労支援</b>	
しどう し じ 指導と指示	18
ほごひ へんかん <b>保護費の返還</b>	19
いりょうき かん 医療機関にかかるとき	20
かいで 介護をうけたいとき	21
みんせいい いん 民生委員とケースワーカー	
せいかっ ほ ご ひっょう 牛活保護が必要なくなったとき	23

## せいかつほご生活保護とは

せいかつほご じぶん のうりょく しさん かつよう どりょく せいかつ 生活保護とは、自分たちの能力や資産などを活用し、あらゆる努力をしてもなお生活が ばぁい くに きじゅん したが かね ぶっし しきゅう かてい せたい できない場合に、国の基準に従いお金や物資を支給することで、あなたの家庭(世帯) さいていげんど せいかつ ほしょう じりつ せいかつ おく しえん せいどの最低限度の生活を保障するとともに、※自立した生活が送れるように支援する制度です。

※自立・・・ 大きく分けて「3 つの自立」があり、利用者に合わせた支援を行います。

- (こまじょうせいかつじりつ しんしん けんこう かいふく い じ じぶん じぶん けんこう せいかつかんり おこな 〇日常生活自立… 心身の健康を回復・維持し、自分で自分の健康や生活管理を行じりつ せいかつ うなど、自立した生活を送ること
- しゃかいせいかつじりつ しゃかいてき かいふく いじ ちいきしゃかい いちいん じゅうじつ 〇社会生活自立… 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した せいかつ おく 生活を送ること
- けいざいてきじりっ しゅうろう じしん しゅうにゅう せいかっ おく 〇経済的自立… 就労することなどにより、自身の収入で生活を送ること

#### ほご う こくみん けんり 保護を受けることは国民の権利です

日本国憲法第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利 はいかったという。 さだ かたし だれ せいかってま けんり せいかっほ ご しんせい を有する」と定めており、私たちは誰でも、生活に困ったときは権利として生活保護を申請することができます。

はうりょくだん かにゅう かた どうきょにんふく りだっ かくにん かぎ ただし、暴力団に加入している方(同居人含む)については、離脱が確認できない限 せいかっ ほ ご じゅきゅう り生活保護を受給することはできません。

### ほででいる 保護の要件について

せいかつほご りょう しきん のうりょく た せいかつ は じ 生活保護はまず、利用できる資産・能力・その他あらゆるものを、生活の維持のために かつよう ようけん 活用することを要件とします。

- 2. 保有する現金や預貯金は活用してください。 (電子マネーも含む)

じょうけん いか条件は以下のとおりです。

	かいやくへんれいきん しょうがく 解約返戻金が少額
せいめいほけん 生 <b>命保険</b>	いりょうひ のぞ さいていせいかっひ やく げつぶん したまわ きんがく (医療費を除く最低生活費の約3か月分を下回る金額)
	まいつき ほけんりょう いりょうひ のぞ さいていせいかつひ やく わり したまわ きんがく 毎月の保険料が、医療費を除く最低生活費の約1割を下回る金額
	どうきょ こ さいいか とき どういっ こ まんきほけんきん いちじきん 同居の子が 18歳以下の時に、同一の子が満期保険金(一時金)
	とう ふく う と けいゃく 等を含む)を受け取る契約
がくしほけん <b>学資保険</b>	まんきほけんきん いちじきん ふく また まんきまえ かいやく ばあい へんれい 満期保険金(一時金を含む)又は満期前に解約した場合の返戻
	きん どうきょ こ しゅうがくひょう じゅうとう 金を、同居の子の就学費用に充当するもの
	► 保護開始時点でその世帯の解約返戻金の合計額が 50万円以下

ききんぞく ゆうかしょうけん しょぶん せいかつひ あ 4. 貴金属、有価証券などは処分して、生活費に充ててください。

anden 年金	ろうれいねんきん <b>老齢年金</b>	しゃかいほけん 社会保険	けんこうほ けん <b>健康保険</b>
	しょうがいねんきん 障害年金		こようほけん <b>雇用保険</b>
	きぎょうねんきん 企業年金		ろうさいほけん <b>労災保険</b>
であて手当	とくべつしょうがいしゃてぁて 特別障害者手当		บ ท ว ป ลิ
	しょうがいじふくしてぁて <b>障害児福祉手当</b>	いりょう <b>医療</b>	していなんびょう 指定難病
	じどうてぁて 児童手当		とくていいりょうじゅきゅうしゃしょう (特定医療受給者証)
	じどうふょうであて 児童扶養手当	教育	しゅうがくえんじょひ 就学援助費

- 7. 土地・家屋などの資産は、原則として処分するなどして活用してください。ただし現 でいきょじゅう 在居住している不動産については、要件を満たせば保有が認められる場合がありま す。
- 8. そのほかの資産についても、基本的には活用していただく必要がありますが、一定の じょうけん ほゅう みと 条件のもとで保有を認められるものもあります。

(125cc以下の原動機付自転車など)

# 保護を受けるうえで優先すること

せいかつほど みんぽうじょう ふょうぎ む おゃこ きょうだい しまいかん ほう ゆうせん 生活保護よりも民法上の扶養義務 (親子・兄弟・姉妹間) の方が※優先されますの しんぞく えんじょ う ばぁぃ う で、ご親族などから援助を受けられる場合は受けてください。

なお、扶養は可能な範囲で受けていただくものであって、<u>援助可能な扶養義務者がい</u> せいかつ ほ ご しんせい ることで生活保護が申請できないということではありません。

※保護に優先される… 仕送りなど、扶養義務者から金銭的援助が行われたときには、あなたの収入として取り扱われ、その分保護費が減額されます。

みんぽう さだ あょうぎむしゃ ふょう かのうせい かた ないえんかんけい 民法に定められた扶養義務者、もしくは扶養できる可能性がある方(内縁関係など)

ていど、えんじょ かのう しんせいご ちょうさ おこな ふょうぎ む りこう には、どの程度の援助が可能なのか申請後に調査を行いますが、扶養義務の履行が

きたい しんぞく こうれいしゃ みせいねんしゃ ため ふょう み こ 期待できないとき (親族が高齢者や未成年者の為、扶養が見込めないなど) や、DV・

ぎゃくたい じじょう ばぁぃ はいりょ ごそうだん <u>虐待などの事情がある場合は配慮いたしますので、ご相談ください。</u>



### ほご しんせい なが **保護申請の流れ**

#### そうだん **相 談**

生活に困って生活保護制度についてお聞きになりたい方は、福祉 じむしょ そうだん 事務所までご相談ください。



### しんせい 申請

原則として本人による申請が必要になりますが、やむを得ない事情で ほんにん しんせい かた しんせい かた しんせい なようぎむしゃ か かた しんせい 本人が申請できないときは、扶養義務者など代わりの方が申請すること かのう も可能です。



#### <sub>ちょうさ</sub> 調 査

申請後、福祉事務所のケースワーカーがあなたのお宅に訪問などをし 「けんざい じょうきょう ぐたいてき ちょうさ で、現在の状況を具体的に調査いたします。

### おも ちょうさないよう ○ 主な調査内容

- かぞく せたい しゅうにゅう
  家族(世帯)の収入はどれくらいか
- ♪ 活用できる資産があるか
- <sup>ねんきん てぁて きゅうふ う</sup> 年金、手当などの給付を受けられるかどうか
- びょうき しょうがい じょうきょう ていど しごと 病気や障害の状況、どの程度の仕事ができるか
- \*\*\* で きょうだいしまい えんじょ う 親、子、兄弟姉妹からの援助は受けられるか など

ひつよう おう かんけいきかん かんこうしょ きんゆうきかん いりょうきかん そのほか、必要に応じて関係機関(官公署、金融機関、医療機関、保険会社など)に調査をします。

けってい **決 定**  <sub>ちょうさ</sub> さんしゅつ せたい しゅうにゅう しさん くに さだ 調査をもとに算出したあなたの世帯の収入や資産と、国が定めている

さいていせいかつひ くら せいかつ ほ ご ひつよう けってい 最低生活費を比べて、生活保護が必要かどうか決定します。

っうち 通知

ほ ご う しんせい ひ げんそく にちいない 保護が受けられるかどうかは、申請した日から原則として 14日以内に

通知いたします。

ちょうさ じかん ょう ばあい にち こ (調査に時間を要する場合は 14日を越えることもあります)

### ●保護費の支給方法

保護費の支給は毎月5日(土日や祝祭日であれば前開庁日)です。原則として口 がいちょうび 保護費の支給は毎月5日(土日や祝祭日であれば前開庁日)です。原則として口 がありこみ しきゅう 座振込で支給します。ただし、特別な事情がある場合は窓口で支給します。

家賃と共益費については、原則と して福祉事務所が指定先に直接 支払います。

医療や介護の費用についても、 <sup>ふくしじむしょ</sup> いりょうきかん 福祉事務所が医療機関や介護 <sup>きかん ちょくせつしはら</sup> 機関に直接支払います。



#### しきゅう 支給される保護費

生活保護は、原則として世帯単位で行います。そして国が定めている※最低生活費とあなたの世帯の全ての収入を比べて、収入の方が足りていなければ、足りない分を生活保護費として支給します。調査の結果により、最低生活費よりも収入の方が上回ることが確認できれば、保護の申請は却下になります。

※最低生活費… あなたの世帯の人数や年齢、お住まいの地域などに応じて計算した 1 か月分の生活費のことです。また、個別の事情(例:障害、母子)がある方は、加算などにより対応いたしますので、事情が分かるものをお見せください。(例:身体障害者手帳)

さいていせいかつひ最低生活費

世帯の収入(就労収入、各種年金、手当、仕送り収入など)

<sup>№</sup> 元 を 分



# ほご ひ しゅるい 保護費の種類

保護費には以下の8種類があり、必要に応じて支給されます。





せいかつぶじょ た もの いふく でんき すいどう にちじょうせいかつ ひつよう ひょう 生活扶助… 食べ物、衣服、電気、ガス、水道など、日常生活に必要な費用

11月から3月までは暖房費として「冬季加算」が追加されます。

た。せたい じじょう かさん ぼ しかさん じどう ※その他、世帯の事情により付与される加算…母子加算 児童

まういくかさん しょうがいしゃかさん かいごほけんりょうかさん 養育加算 障害者加算 介護保険料加算など



じゅうたくふじょ やちん ちだい じゅうたく ほしゅう しききん ひょう 住宅扶助… 家賃、地代、住宅の補修、敷金などの費用



まょういくふじょ ぎ む きょういく う ひっょう ひょう 教育扶助… 義務教育を受けるために必要な費用

がくょうひん きょうざいひ 学用品や教材費など



いりょうふじょ びょうき しんさつ くすりだい ちりょうざいりょうむ 医療扶助… 病気やケガの診察、薬代、メガネやコルセットなどの治療材料費

通院されるときの交通費など



かいごふじょ かいで う ひっょう ひょう ひょう 介護扶助… 介護サービスを受けるために必要な費用

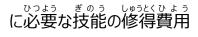
じゅうたくかいしゅう ふくしょうぐ こうにゅうひ 住宅改修や福祉用具の購入費など



しゅっさん ふじょ しゅっさん ひっよう ひょう 出産扶助… 出産のために必要な費用



せいぎょう かじょ こうとうがっこう しゅうがく ひつよう ひょう かっとうひ ふく しゅうしょく 生業扶助… 高等学校の就学に必要な費用(クラブ活動費を含む)、就職





そうさい ふじょ そうさい ひょう **葬祭扶助… 葬祭の費用** 

# いちじふじょ

被服や家具什器の買い替え、その他日常生活での出費については、最低生活費の範囲内で賄われることが原則です。

しかし、予想外の出来事が生じて多額の費用が必要となったときは、最低生活費の範囲内でのやりくりは困難な場合があります。

このため、このような特別な条件にある臨時の出費に対応するものを一時扶助といいます。一時扶助の種類と条件については以下のとおりです。

## ●被服費

z j t 〈 項目	支給される条件
ずとんるい 布団類	ほごかいしじ ちょうきにゅういん にゅうしょごたいいん たいしょ しょう ふとん まった 保護開始時や長期入院・入所後退院・退所したときに、使用する布団が全
	く無いか、または使用に堪えなくなり代わりのものも無い場合
がなる。	♥ であいしじ ちょうきにゅういん にゅうしょごたいいん たいしょ にちじょう き ふく 保護開始時や長期入院・入所後退院・退所したときに、日常で着る服
	が全く無いか、または使用に堪えない服しか無い場合
	かくどうふく ひつようせい ふくし じ む しょ みと もの ば あい 学童服について必要性があると福祉事務所が認めた者の場合
	(小学校第4学年に進級する児童の場合のみ)
しゅっきん 出産	しゅっきん ひか しんせいじ しんぐ うぶぎ 出産を控えていて、新生児のための寝具・産着・おむつなどの用意が必要な
	場合
(こゆうし)ん 入院	ていういんちゅう ひつよう ねまき き 入院中に必要な寝間着、またはそれに似た服が全く無いか、使用に堪えない
	服しか無い場合
おむつ	じょうじしっきんじょうたい かんじゃ かいてしせっにゅうしょしゃ のぞ かみ ぬの 常時失禁状態の患者(介護施設入所者を除く)などが、紙おむつ・布おむ
	つ・貸しおむつ、またはおむつの洗濯代を必要とする場合

## かぐじゅうきひ ●家具什器費

- 1. 保護開始時に、最低生活に直接必要な家具什器(家具・家電・食器など)の持ち合わせが無いとき
- 3. 転居をした際、新住居と旧住居の設備の違いにより、最低生活に直接必要な家具 (いま) た ( ) た ( ) た ( ) た ( ) た ( ) た ( ) た ( ) た ( ) と

## ● 入居費用

しききん れいきん ちゅうかいてすうりょう かさいほけんりょう ほしょうりょう 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料

## ●移送費

### 1. 生活扶助

- ッ こ さい にづく うんぱん ひょう ラー越しの際の荷造り・運搬費用
- ▶ 担当ケースワーカーの指示または指導を受けて、求職活動を行ったり面接会場へ
  のかっために必要な交通費など

#### いりょうふじょ **2. 医療扶助**

#### っうがくこうつうひ ●**通学交通費**

こうこう つうがく さい ひつよう こうつうひ 高校に通学する際に必要な交通費

でゆうがくじゅんびきん ●入学準備金 しょうがっこう ちゅうがっこう にゅうがく じどう せいと にゅうがくじゅんび ひょう ひっょう 小学校または中学校に入学する児童・生徒が、入学準備のための費用を必要とする 場合

れい せいふく つうがくょう たいそうふく たいいくかん 例. 制服、ランドセル、通学用カバン、体操服、体育館シューズ など

## ●家財処分料

借家などに住まれている単身者が医療機関・社会福祉施設などに入院または入所し、 にゅうしょか、このうしょかない。このうしょが、このうしょが、このうしょが、このうしょが、このうしょが、このうしょが、このうしょが、このうしょが、このうしょが、このうしょが、このうしょが、このうしょが、このうしょが、このうしょが、このうしょが、このうしょが、このうしょが、こので、割金の へんかんきん ほか からの援助などで処分費用を賄えない場合

(入院・入所後に保護を受けた方は、保護受給者になったときから6か月を超える場合となります)

## ●その他

にんぷていきけんしんりょう ふどうさんかんていひょう 妊婦定期検診料、不動産鑑定費用 など

> 各扶助の支給には条件がありますので、詳しくは たんとう 担当ケースワーカーにご相談ください。



# ほ ご じゅきゅうちゅう げんがく めんじょ 保護受給中に減額・免除されるもの

せいかっぽ ごうう あいだっぎ げんめん ゆうょう 生活保護を受けている間、次のものは減免・猶予が受けられます。

てっず ほうほう たんとう き続き方法については担当ケースワーカーにご相談ください。

- こくみんねんきんほけんりょう 国民年金保険料
- ▶ し尿処理の手数料

(自治体によっては減免できない場合があります)

- じゅうみんぜい けいじどうしゃぜい げんどうきつきじてんしゃ たいしょう 住民税、軽自動車税 (原動機付自転車も対象です)
- はいくしょほいくりょう 保育所保育料
- じゅしんりょう NHK受信料

てつづ せいかつ ほ ご じゅきゅうしょうめいしょ ひつよう これらの手続きには「生活保護受 給 証 明書」が必要です

### ほしょう 保障されている権利

- 1. 正当な理由なく、すでに決定された生活保護を変更されることはありません。
- 2. 生活保護により支給されたお金などに税金はかかりません。
- 3. 生活保護により支給されたお金や、保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。
- せいかつほご う けんり たにん ゆず わた 4. 生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
- 5. 福祉事務所が行った保護の申請の却下、保護の変更、停止、または廃止などの おっていたがして不服があるときには、その決定を知った日の翌日から3か月以内に県 知事に対して不服の申し立て(審査請求)をすることができます。

# せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう まも 生活保護受給中に守っていただくこと

- 1. 保護を受けている間は、借金も収入とみなしますので絶対にしないでください。
- 2. 健康の維持・増進に努め、病気の人は医師の指示を守って、早く元気になるように りょうよう っっと 療養に努めてください。
- 4. 生活状況において次のような変化があれば、速やかに届け出をしてください。
  - \* 世帯の誰かの収入が増えたり、減ったりしたとき
  - ▶ 世帯の誰かが働くようになったとき、仕事が変わったとき、仕事を辞めたとき

- かくしゅ ねんきん てぁて しおく う はじ がく か 各種の年金・手当・仕送りを受け始めたり、その額が変わったりしたとき
- 世帯の誰かが入院・退院・転院したとき
- 転居しようとするとき

- » 新たに生命保険などへの加入を考えているとき
- ▶ 海外に渡航 (一時帰国を含む) するとき
- た せいかっじょうきょう か その他生活状況が変わったとき

しゅうにゅう えん しまん しんこく ひつよう まん しんこく ひつよう 現金、電子マネーなどあらゆる 収入 については、たとえ 1円でも申告が必要です

## ●収入申告書

毎月のあなたの世帯の保護費の額を決定するため必要ですので、定期的に収入の届け出(収入申告書)を福祉事務所に提出していただくとともに、収入に変動があったときも、速やかに収入申告書を提出してください。

また、生活保護を受給中の方は、お持ちの資産(預貯金、生命保険、不動産など)を最低限度の生活の維持のために活用していただく必要がありますので、資産の状況についても、定期的(12か月に1回以上)に申告してください。

# しゅうろうしゅうにゅう たい こうじょ 就労収入に対する控除

収入の申告を適正に行えば、下記のような※控除や、収入として認定しない取り扱いができることがあります。

※控除・・・ 収入として認定する額から差し引かれることです。控除された分はあなたの手元に残ることになります。

しゅうろうしゅうにかったい 就労収入に対する控除		
基礎控除	しゅうろうしゅうにゅう ばぁぃ きゅうょそうがく おう いってい きんがく こうじょ 就労収入がある場合、給与総額に応じて一定の金額が控除されま	
	す。	
	れい げっかく えん しゅうろうしゅうにゅう え ばぁ い えん	
	こうじょたいしょう 控除対象	
未成年者控除	ませいねんしゃ しゅうろう ばぁぃ き そ こうじょ げつがく 未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに月額11,600 円が	
	控除されます。	
た ひつようけ い ひ その他必要経費	しゃかいほけんりょう しょとくぜい つうきんこうつうひ ひつようけいひ こうじょ 社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されま	
	す。	
こうこうとうざいがくしゃ しゅうにゅう こうこうとうさいがくしゃ しゅうにゅう こうこうとうさいがくしゃ こうこうとう こうこうとう こうこうとう しゅうにゅう こうこう こうこう とうこう しゅうにゅう スター・ファイト はっちゅう こうこう とうこう こうこう こうこう しゅうにゅう こうこう しゅうにゅう こうこう こうこう こうこう こうこう こうこう こうこう こうこう		

こうこうせい しゅうだい こうじょ たいしょう 高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代も控除の対象です。

また、就労に役立つ自動車運転免許などの技能習得にかかる経費や、専門学校・大学等の進学のための入学金、高校卒業後の就職に伴う転居費用など、早期自立に充てられると

ないます。 たいとうしゅうしん としゅうしが、としゅうしが、としゅうしが、としゅうしが、としゅうしが、としゅうしが、としゅうしが、としゅうしが、早期自立に充てられると

ないます。 このは、いることができます。

おのおの しゅうにゅうにんていじょがい う ひつよう しょるい しりょう こと かなら 各々の収入認定除外を受けるためには必要となる書類、資料などが異なりますので、必ず しゅうにゅう え まえ たんとう そうだん 収入を得る前に担当ケースワーカーにご相談ください。

# しゅうろうし ぇん就労支援

「長い間仕事をしていないから不安」「なかなか仕事先が見つからない」など、お仕事の ことでお悩みがある方は担当ケースワーカーまでご相談ください。

## せいかつ ほ ごじゅきゅうしゃとうしゅうろうじりっそくしんじぎょう ●生活保護受給者等就労自立促進事業

福祉事務所とハローワークで連携し、支援プランを作成したうえでハローワーク職員の たんとうしゃせい 担当者制による支援(履歴書作成支援、面接指導など)や職業訓練の紹介など、 あんていてき きゅうしょくかっどうしまん おこな 安定的な求職活動支援を行います。

#### しゅうろうじりっきゅうふきん ●就労自立給付金

安定した職業に就いて、保護を必要としなくなった方が対象です。支給額は、保護 だっきゃくまえ しゅうろうしゅうにゅうがく おう けってい 脱却前の就労収入額に応じて決定します。

### しきゅうじょうげんがく

- ▶ 単身世帯…10万円
- たにんずうせたい まんえん **多人数世帯…15万円**

#### しんがく しゅうしょくじゅんびきゅうふきん ●進学・就職準備給付金

高校等を卒業して大学等に進学する方や、安定した職業に就くことなどにより保護を ひつよう かた たいしょう しんがく しゅうしょく しゅっしょくぎょう つっことなどにより保護を ひつよう かた たいしょう しんがく しゅうしょく じゅんびきん しきゅう 必要としなくなる方が対象です。進学や就職のための準備金として支給します。

### 支給額

- ▶ 進学や就職先のために転居する…30万円
- □ けんざい じたく つうがく つうまん 現在の自宅から通学や通勤する…10万円

#### しどう しじ 指導と指示

福祉事務所では、適正な保護を行うために、必要に応じて指導や指示をすることがあります。この指導や指示に従わない場合は、保護の停止・廃止・変更が行われることがあります。

以下は一例です。

- 働いていても日数や時間が少ないなど、本人の能力や世帯の状況から判断して
   しゅうぶん しゅうにゅう え
  十分な収入を得ているとは認められないとき

- ♪ 体の具合が悪いのに、医師の言うことを聞かないで治療を怠っているとき
- せたい しゅうにゅう ないよう しょうめい しりょう ていしゅっ
   世帯の収入やその内容を証明する資料などを提出しないとき
- ▶ 生活の維持・向上に努力しないとき
- ▶ 支給した保護費を計画的に消費しないとき

この他にも、世帯の状況に応じ、自立助長のために指導や指示を行うことがあります。

# 保護費の返還

さしせまった事情のため、資力があるにも関わらず生活保護を受けた場合、または諸事情で保護費に払い過ぎが生じた場合には、すでに支給された生活保護費(医療費など現金支給以外を含む)を返していただく必要があります。

たと つぎ ばぁぃ 例えば次のような場合です。

- 1. 働いていることや給料などの収入を申告していなかったとき(高校生のアルバイト 収入を含みます。)
- 2. 資産を売却したとき
- 3. 生命保険の解約返戻金や保険金を受け取ったとき
- 4. 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- 5. 交通事故の補償金、慰謝料を受け取ったとき

収入を得るために必要とした経費について、世帯の自立の観点から、一部が返還額から空間によれる場合もあります。収入の申告の際にケースワーカーにご相談ください。

本せいな方法で保護を受けた場合には、これまでに不正に受けた保護費のすべて

(不正受給額の最大4割の金額を上乗せする場合があります)を返還していただきま

す。また、法律により処罰される場合があります。

## 医療機関にかかるとき

- 1. 福祉事務所で「医療券」を受け取り、それを病院・診療所に提出して診察を受けてください。
- せいかつほごほう してい いりょうきかん じゅしん 2. 生活保護法で指定されている医療機関で受診してください。
- 3. 休日や夜間などに病院に行かれるときは、生活保護受給者であることを窓口で必ず った 伝えたうえで受診してください。その後、福祉事務所までその件をすみやかにご連絡くだ さい。
- 4. 「国民健康保険証」「後期高齢者保険証」は使うことができませんので、保険証を保険医療課までお返しください。
- 5. 会社などから発行される保険証を使える方は、「医療券」の交付を受けて、保険証を添えて医療機関に提出してください。
- 6. 柔道整復(接骨院)、あん摩、マッサージ、はり・きゅうにかかる場合には、事前に 担当ケースワーカーにご相談ください。
- 7. 入退院されるとき、退院後外来通院されるときは福祉事務所までご連絡ください。
- 8. 処方されるのは、原則ジェネリック医薬品です。
  - ※ジェネリック医薬品・・・新薬の特許が切れたあとに販売される、新薬と有効成分・

こうはついやくひん 格の後発医薬品

9. 「自立支援医療受給者証」、「特定医療費受給者証」をお持ちの方は、必ず指定されている病院で受給者証をご提示のうえ受診してください。

### かいで 介護をうけたいとき

65歳以上で、認知症や寝たきりなどで介護が必要な方は、ホームヘルパー派遣などの介護サービスが利用できます。

40歳から64歳までの人で、初老期における認知症や脳血管疾患など老化に伴う 物はでは、16の特定疾病)が原因で、介護などが必要と認められた場合にも介護サービスが利用できます。

りょう きぼう かた たんとう 利用をご希望の方は担当ケースワーカーにご相談ください。





### みんせいい いん 民生委員とケースワーカー

## ●民生委員

民生委員は、地域に住む人たちの、生活面での困ったことや心配事に対して相談に乗ったり、必要な助言や指導を行う方です。

福祉事務所と協力して、あなたが自立した生活を送ることができるよう様々なお手伝いをします。

民生委員には守秘義務がありますので、安心してご相談ください。また、必要な場合、 みんせいいいん かていほうもん おごな 民生委員が家庭訪問を行うこともあります。

#### ●ケースワーカー

福祉事務所には、それぞれの地区を担当する地区担当員 (ケースワーカー) がいます。

ケースワーカーは、生活保護に関する相談や生活保護を実施するために必要な援助などを行うための家庭訪問や、生活向上のために必要に応じた助言・指導を行います。

ケースワーカーには守秘義務がありますので、分からないことや困ったことがありましたら 遠慮なくご相談ください。



# せいかつ ほ ご ひつよう 生活保護が必要なくなったとき

生活保護から脱却された際には下記のような手続きが必要です。

- かいしゃ けんこうほけん かにゅう かた こくみんけんこうほけん かにゅうてつづ **1. 会社の健康保険に加入されていない方は、国民健康保険の加入手続き**
- かいごほけん ひほけんしゃ かた かいごほけんりょう しはら ほうほう へんこうてつづ<br/>
  2. 介護保険の被保険者の方は、介護保険料の支払い方法の変更手続き
- 3. 老人、母子、障害者、乳幼児医療や特定疾患医療などに該当する方は、その加 にゅうてつづ 入手続き
- こくみんねんきんかけきん のうふ こんなん かた げんめんしんせい そうだん てつづ4. 国民年金掛金の納付が困難な方は、減免申請の相談や手続き
- しょうがっこう ちゅうがっこう こ さま かた しゅうがくえんじょ そうだん てっゴ 5. 小学校や中学校のお子様がいらっしゃる方は、就学援助の相談や手続き

